

国連強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十年八月十一日

廣瀬久忠

参議院議長 重宗雄三殿

国連強化に関する質問主意書

権名外相は第四十九回国会外交演説で、国連の強化を異常の熱意をもつて主張している。よつて国連の強化に関し、左の四点について政府の所見を聞きたい。

第一 日本国憲法(第九条及び関係前文)を改め、国際的平和維持について国連強化の国際的責任を、国民の納得のもとに円滑に遂行し得るようにすべきではないか。

現行憲法のもとでは、国際的連帯責任の遂行とみるべき海外派兵をも違憲なりとする議論が少なくない実情であるから、分担金は出すが兵は出さない、などと言うのでは国連強化の責任は果せない。

第二 アジアにおける諸国の平和の話し合いの場、すなわち、国連アジア本部のごときをわが国にもつべきではないか。

ニューヨークの国連本部、ジュネーブのパレ・デ・ナシオン、すなわち、平和の話し合いの場の存在自体がいかに戦争の防止、平和の維持に役立つたかは説明を要しない。わが国のアジアにおける国際的地位からみて、国連の名のもとに平和の話し合いの場を日本におくことは、国連強化の意味において当然の措置である。

第三 国連精神の普及徹底、国連政治の充実整備のため、国連国際大学をわが国にもつべきではないか。少なくともアジア諸国の有力な学生を収容し、相当年月の学習を進め、なお、大学の研究機関による

